

答ハ廻ニ緊要業ヲ勤止セシムルニテ、此類官業日根
ハラス、尙外國ノミナシク之ヲ實働モ見ス、海陸日根官業
界ノ支即國ハ同ノチ八時間労働ヲ實働ナシ、海軍ニ特
(第四)

島田 啓 田 水 榮三郎

提案者 大國煙草労働組合

(S) 八時間労働實施掛並ニ關スル決議案

此案ニ中央委員ニ一付スヘシ、イノ意見出テシメテ
官業労働員ヲ組織一ノ付テ、新五意見ヲ並ニ、之ヲ労働
法ニ據テ、大國向ニ會商出請ニモ
ノテマシマス

ハニテ此ハ、ラス、俄ニヨリテ入無キハ職手高調子マ
日滿十日代、半休平常イシテ日滿二十日代ニ繰返サレ
ノ間題イシマハ、八時間労働ノ職手ハ中工平常イシテ、

大國煙草労働組合

財團法人協調會大阪支所

ニ於テ模範ヲ示ス意味合ヒニテ、労働時間ノ短縮、促進
ヲ望ム滿場ノ御成ヲ乞フ。

(質問)

八時間労働ニ短縮セラレタル場合、賃銀八十時間労働ト
同一ニ受クルト云フ意味ナルヤ

(説明)

労働時間ハ減ズルモ賃銀ハ變リナシトノ考ヘナリ
(結果)

滿場一致可決シ、實行方法ヲ新任中央委員會ニ一任

休憩、午后三時

再會、午后三時十五分

(3) 緊急動議

島田國藏氏ニ激勵電報發送ノ件

提案者 大阪煙草労働組合